

# 不妊治療費助成制度が 変わりました



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001

## ・・・特定不妊治療費(体外受精、顕微授精)、 男性不妊、一般不妊治療費(人工授精)の助成・・・

不妊症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、保険適用外の特定不妊治療(体外受精、顕微授精)、男性不妊、一般不妊治療(人工授精)に

係る治療費の一部を県と市が助成します。  
※平成28年度から対象年齢、助成回数が変わりました。

	三重県特定不妊治療費助成事業	津市不妊治療費助成事業
助成内容	体外受精・顕微授精・男性不妊の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を県が助成(ただし、体外受精・顕微授精は採卵に至った場合が対象)	体外受精・顕微授精・男性不妊・人工授精の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を市が助成(ただし、体外受精・顕微授精は採卵に至った場合が対象)
対象者	次の全ての要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律上の夫婦</li> <li>● 夫婦双方または一方が市内に居住している</li> <li>● 夫婦の前年(1～5月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満(諸控除があります)</li> <li>● 体外受精・顕微授精は、指定医療機関で治療を受けた人</li> </ul>	次の全ての要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律上の夫婦</li> <li>● 夫婦双方または一方が市内に居住している</li> <li>● 夫婦の前年(1～5月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満(諸控除があります)</li> <li>● 体外受精・顕微授精は、指定医療機関で治療を受けた人</li> </ul>
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体外受精・顕微授精…1回の治療につき15万円(初回の治療に限り30万円、ただし治療内容によっては7万5,000円)を上限に助成</li> <li>● 男性不妊…1回の治療につき15万円を上限に助成(ただし治療内容によっては助成対象外となる場合があります)</li> </ul>	10万円を上限に次の内容で助成(男性不妊は5万円を上限に加算) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 体外受精・顕微授精・男性不妊…三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額</li> <li>● 人工授精…費用の3分の2(医師が人工授精を開始すると決定した時から一定期間継続した治療が対象)</li> </ul>
助成回数 (年間制限なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 39歳以下…通算6回</li> <li>● 40歳以上43歳未満…通算3回</li> </ul> ※平成27年度までに受けた体外受精・顕微授精・男性不妊(単独)の助成回数を通算します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 39歳以下…通算6回</li> <li>● 40歳以上43歳未満…通算3回</li> </ul> ※平成27年度までに受けた体外受精・顕微授精・人工授精の助成回数を通算します。

- 男性不妊治療とは、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に至る過程の一環として行われる、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術(T E S E や M E S A)などのことです。
- 年齢は、初めて特定不妊治療費の助成を受けたときの治療開始日時点での妻の年齢で判断します。
- 平成28年4月1日から、43歳以降に開始した治療については助成対象外となりました。

## ・・・第2子以降の特定不妊治療費の助成・・・

### 助成内容

1人以上の実子がいる夫婦で、平成26年7月1日以後に初めて不妊治療費助成(人工授精を含む)を申請し、県の通算助成回数の上限に達した人は助成回数を延長し、通算して最大8回まで助成(平成26年度に初めて申請した40歳以上の人は3回まで追加助成が受けられます)

### 助成額

1回の治療につき15万円(治療内容によっては7万5,000円)を上限に助成  
 ※夫婦の所得などの要件や申請方法などに変更はありません。  
 詳しくは津市ホームページをご覧ください。

